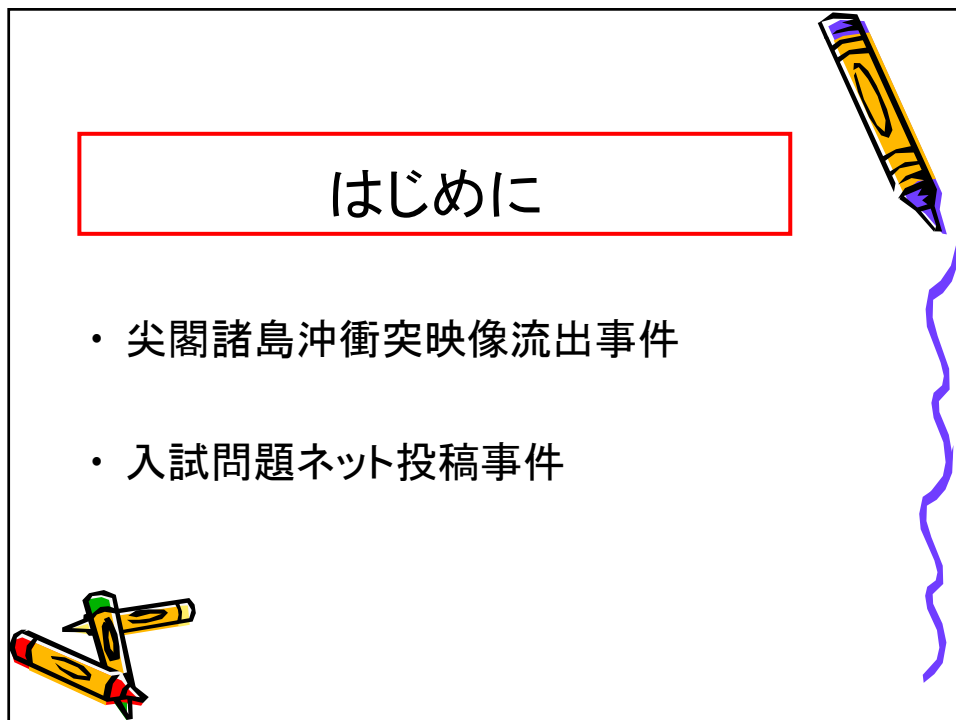




安心して公開できる論文を
書くために知っておきたい
著作権


広島大学図書館
リポジリアドバイザー

黒澤 節男



はじめに

- ・ 尖閣諸島沖衝突映像流出事件
- ・ 入試問題ネット投稿事件



著作権と特許権の違い

- ・ 法の目的
- ・ 定義
- ・ 権利の発生
- ・ 存続期間
- ・ 所管庁



著作者と利用者と

- ・ 著作者として→研究者・学生・(図書館等)
- ・ 利用者として→研究者・学生・(図書館等)
- ・ 保護と円滑な利用が相まって
文化の発展に寄与(著作権法の目的)



著作物

<定義>

- ① 思想又は感情
- ② 創作的
- ③ 表現したもの
- ④ 文芸、学術、美術、音楽の範囲
＝文化的な所産

(具体例：「はじめての・・・」 p 3)



著作者

- ・ 著作物を創作する者
- ・ 共同著作者・・・共同著作物の著者
- ・ 法人著作(職務著作)



権利の発生

- 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる
- 著作者は、著作者人格権と著作権(財産権としての)を享有 (具体例: 「はじめての・・・」 p 7)
- 享有には、いかなる方式の履行も要しない (無方式主義)



著作者人格権

- 著作者に固有の権利
- 一身専属的な権利・・・死亡により消滅
- 譲渡・相続は不可
- 著作者が存しなくなった後の人格的利益の保護



著作者人格権

- ・勝手に公表しないで(公表権)
三島由紀夫手紙事件(平成11. 10. 18東京地裁)
- ・名前を表示して(氏名表示権)
千葉大学医学部氏名不表示事件(昭和54. 2. 19東京地裁)
- ・中身を勝手に変えないで(同一性保持権)
法政大学懸賞論文事件(平成2. 11. 16東京地裁)



著作権(財産権としての)

- ・排他的、独占的権利
- ・他人が利用することについて許諾又は拒否する権利
- ・権利の束
- ・全部または一部の譲渡、相続が可能



他人の著作物を利用する方法

- ・ 原則として、権利者の「許諾」を得る。
- ・ 許諾の契約は、口頭でも可能であるが、文書など形のあるものでした方が無難。
- ・ 権利者から権利を「譲渡」として貰う方法もある。

他人の著作物を利用する手順

我が国で保護を受ける著作物か？

NO

↓ YES

著作権の保護期間内のものか？

NO

↓ YES

著作物を自由に利用できる場合に該当するか？

↓ NO

YES

(著作権者等の許諾を得る必要あり)

利 用

権利の目的とならない著作物

- ① 憲法その他の法令(地方公共団体の条例、規則含む)
- ② 国、地方公共団体、独立行政法人の告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決、決定、命令など
- ④ ①～③の翻訳物や編集物で国、地方公共団体、独立行政法人が作成するもの



保護を受ける著作物

- ・ 日本国民の著作物
- ・ 最初に国内で発行された著作物
- ・ 条約によりわが国が保護の義務を負う著作物(164カ国)



保護期間

1. 保護期間の原則

- ① 期間は著作物の創作の時から始まる
- ② 著作者の死後50年を経過するまでの間存続
- ③ 共同著作物の場合は最後に亡くなった人から

2. 無名・変名の著作物

→ 著作物の公表後50年

3. 団体名義の著作物

→ 著作物の公表後50年

4. 映画の著作物

→ 著作物の公表後70年



写真について

- ・ 写真の保護期間
- ・ 仏像の写真と絵の写真
- ・ 出版物からの写真の利用



制限規定のいくつかの例

- ・ 私的使用のための複製(著作権法30条)
- ・ 図書館における複製(31条)
- ・ 授業で使用するための複製(35条)
- ・ 非営利・無料の上映、貸出(38条)
- ・ 引用(32条)

「はじめての・・・」 p 24 ~ 25



私的使用のための複製(30条)

- ・ 個人的・家庭内、これに準じる限られた範囲で使用
- ・ 使用する者が複製
- ・ 自分のPCに複製は可、HP掲載は不可
- ・ レンタル店でのビデオのダビングは不可
- ・ コンビニでの文献コピーは「暫定的」に可



図書館における複製(31条)

- ・ 政令で定める大学図書館等
- ・ 司書又はそれに相当する職員がいること
- ・ 所蔵する資料を使うこと・・・現物貸借OK
- ・ 機器は図書館の管理下にあること
- ・ 著作物の一部分、一人につき一部
- ・ 定期刊行物の一論文は全文複写も可



学校等における複製(35条)

- ・ 「授業」「ゼミ」で使用する目的
- ・ 教員又は授業を受ける学生が複製
- ・ 著作物の種類、用途、部数、態様に照らし、利益を不当に害する場合は不可



営利を目的としない 演奏・上映等(38条)

次の3条件に合致した場合

- ① 営利を目的としない
- ② 聴衆・観衆から料金を取らない
- ③ 演奏者等に報酬が支払われない

大学祭等での無料演奏など

* 形の残らない複製(無形複製)



引用(32条)

- ・ 条文: 研究などのために「公正な慣行に合致」かつ「正当な範囲内」と規定
- ・ 引用部分とそれ以外の部分との「主従」関係及び「明瞭な区分」
- ・ 引用する必然性
- ・ 出所の明示
- ・ 白書などは説明の材料として「大幅」な転載が可能・文章や図表など



引用と盗用(盗作)

- 「無断引用」という言葉
- 大幅な「引用」は、著作権法上の引用でなく「転載」という。
- 盗用(盗作)は、あたかも自分が著作したように、自分の文中に転載・挿入してしまうこと



出所の明示の方法

- 図書の場合
著者名、書名:副書名、版表示、出版者、出版年、ページ
- 雑誌の場合
著者名、論文名、雑誌名、出版年、巻、号、ページ、Webサイト、入手日付
(藤田節子「引用・参考文献の書き方」より)



リポジトリへの登録

二つの権利の許諾が必要

- ・複製権
- ・公衆送信権



学位論文

- ・学位規則(文部科学省令)で原則1年以内に全文の印刷公表義務付け
- ・九州大学芸術工学院の場合
1996年から要旨、全文を研究者の許諾を得て図書館HPに載せていたが、現在は許諾を得て機関リポジトリに登録



国立国会図書館の 資料デジタル化

- ・平成21年著作権法改正で導入
- ・博士論文も納本された資料としてデジタル化が可能となった
- ・インターネットに載せるのには、研究者(著作権者)の許諾が必要



著作権者の許諾を得ること

- ・著作者＝著作権者(本人)
- ・著作権者→学会
 - 出版社
 - 編集委員会
 - 遺族など著作権承継者
- ・共同著作者＝全員の合意



学会への著作権の帰属

- ・ 人文系85誌 記載33 帰属25
- ・ 社会系87誌 47 35
- ・ 理工系199誌 174 168

(藤田節子:投稿規定分析調査より)



肖像権・プライバシー権

- ・ 肖像権について
- ・ プライバシー権について

